魚津市冬季団体旅行促進助成事業補助金交付要綱

（趣旨)

第１条　この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成２年魚津市規則第６号）第21条の規定に基づき、魚津市冬季団体旅行促進助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付）

第２条　市長は、魚津水族博物館及び特別天然記念物魚津埋没林博物館（以下「市立博物館」という。）並びに海の駅蜃気楼を中心とした市内の誘客施設における冬季の誘客を促進するため、冬季において市内の誘客施設を周遊する団体旅行の企画又は実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（補助対象者)

第３条　補助金の交付の対象となる者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第３条の規定により登録を受けた旅行業者又は旅行業者代理業者（国外の旅行業者又は旅行業者代理業者であって、日本国内外において適法に事業を営むものを含む。）とする。

（補助対象事業等）

第４条　補助金の交付の対象となる団体旅行（以下「補助事業」という。）は、参加者が10名以上であって富山県外から市内の宿泊施設に宿泊するもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、県内で開催される会議、スポーツ大会等のイベントにおいて出席者となることを主たる目的とした団体旅行は除く。

（１）　別表第１に定める行程及び実施時期の条件を満たすこと。

（２）　原則として、参加者全員が全行程を同一行動すること。

２　前項の規定にかかわらず、当該団体旅行に対して市が実施する他の補助制度の助成を受けているときは、補助事業としないこととする。

　　（補助金の額）

第５条　補助金の額は、別表第２に定める額とする。

　（交付の申請）

第６条　補助金の交付を申請しようとする者は、団体旅行の出発日の４月前から１月前までの間に、魚津市冬季団体旅行促進助成事業補助金交付申請書（様式第１号）に日時、立ち寄り施設及び宿泊施設を明記した行程表を添付して、市長に申請しなければならない。

（交付の決定）

第７条　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上補助金の交付の可否を決定し、魚津市冬季団体旅行促進助成事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（変更等の承認）

第８条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定に係る補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ魚津市冬季団体旅行促進助成事業変更（中止）承認申請書（様式第３号）により市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、魚津市冬季団体旅行促進助成事業変更（中止）承認通知書（様式第４号）により、交付決定者に通知するものとする。

　（行程の証明）

第９条　交付決定者は、当該決定に係る補助事業における行程を証明するため、立ち寄り施設への立ち寄り時に当該施設から魚津市冬季団体旅行促進助成事業立ち寄り証明書（様式第５号）を、宿泊施設への宿泊時に当該施設から魚津市冬季団体旅行促進助成事業宿泊証明書（様式第６号）を取得するものとする。

（実績報告）

第10条　交付決定者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して１月を経過した日又は事業の完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、魚津市冬季団体旅行促進助成事業実績報告書（様式第７号）に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

（１）　魚津市冬季団体旅行促進助成事業立ち寄り証明書

（２）　魚津市冬季団体旅行促進助成事業宿泊証明書

　（額の確定）

第11条　市長は、前条の報告があったときは、当該報告に係る書類の内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、魚津市冬季団体旅行促進助成事業補助金交付額確定通知書（様式第８号）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条　前条により補助金の額の確定を受けた者は、魚津市冬季団体旅行促進助成事業補助金交付請求書（様式第９号）により、速やかに補助金の交付を請求するものとする。

　（交付の取消し等）

第13条　市長は、補助金の交付決定後において、交付条件に違反し、又は申請若しくは報告内容に虚偽その他不適切な内容が認められるときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

　（関係書類）

第14条　交付決定者は、補助金に係る収入及び収支を明らかにした帳簿及び関係書類を整理し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間整理保管しなければならない。

　　　附　則（平成29年９月19日魚津市告示第116号）

　（施行期日）

１　この告示は、公表の日から施行する。

　（この告示の失効）

２　この告示は、平成33年３月31日限り、その効力を失う。

附　則（平成30年８月30日魚津市告示第119号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表第１（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 行程の条件 | 次のいずれかに該当すること。  （１）　市立博物館２館に入館すること。  （２）　市立博物館１館に入館し、かつ、市内の団体旅行施設、文化施設、土産物店、農産物直売所、飲食店、産業観光施設又は市内で開催されるイベントを１か所以上利用すること。 |
| 実施時期 | 12月１日から翌年２月末日までに市内の宿泊施設に宿泊する団体旅行であること。 |

別表第２（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 団体旅行区分 | 参加者数 | 補助金額 |
| 県外（国内に限る。）からの団体旅行 | 10名以上29名以内 | 10,000円 |
| 30名以上 | 20,000円 |
| 国外からの団体旅行 | 10名以上29名以内 | 20,000円 |
| 30名以上 | 40,000円 |